

Ⅲ．特別報告

スポーツにおける格差・不平等

－障害のある方のスポーツの現状と課題－

日本体育大学教授 野村 一路

尾崎正峰（司会）：私たちの共同研究室のメンバーで、「スポーツにおける格差・不平等」というテーマのもと科研費による共同研究を進めています。そのなかで、障害のある方のスポーツの現状と課題を知ることは、このテーマに追求していく上で有益ではないかという議論があり、数多くの実践にも取り組んでこられた野村先生に講義をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき、今日のゲスト研究の実現の運びとなっています。それでは、早速、野村先生、よろしくお願いいたします。

野村一路：はじめまして、野村でございます。よろしくお願いいたします。

最初にちょっと雰囲気作りということで、一本だけ短いビデオを見ていただいて、それから話をさせていただければと思います。

<ビデオ上映>

「スポーツにおける格差・不平等」というテーマで共同研究をされていらっしゃる皆さまにとって、今日の私がいただいたテーマは何らかの障害のある方のスポーツの現状と課題ということですので、ひょっとしたらそういうビデオが出てくるのでは、という風にお思いになったかもしれません。ちょっと違う角度から見ていただければということで、今のビデオをご紹介します。私が日本体育大学で障害者スポーツ論を授業するときにもビデオを使いますが、これを最初に見せると、私どもの大学の学生はほとんどスポーツをしておりませんので、ビデオの最後に出てきたよう

に手足のない人もスポーツを楽しんでいる。それなのに自分はどうかだろう。自分は手足があるのに日々頑張っているのだろうか、ということを考える、というような感想を、授業が終わるとだいたい書いてきます。その感想を受けて、私は次の授業で必ず言うことは、自分たちには障害がない、手足がある。手足がない、障害がある人があんなに頑張っている。だから自分はもっと頑張らなくては、と考えることについて、少し視点を変えてほしいということを話すようにしています。その意味は授業が進むに従って、だんだんわかってもらえるんですけども、自分は障害がないということは、今風に言いますと、上から目線ですね。同じ目線に立って考えるということはない。今ビデオに登場した彼は、バイタリティがあって、非常にポジティブな考え方があって、そして体力もあって、だから日常的にスポーツを楽しむことができる。障害があるからではないんですね。個人のキャラクターの問題なんですね。そういうことに気がついてほしい、ということを含めてビデオを見てもらうことを授業でもしております。

障害のある・なしによる格差

「スポーツにおける格差・不平等」というテーマで何らかの障害のある方のスポーツの現状と課題を考える場合、まず「障害のある、なし」ということについて考えていくところからスタートしなければならないという現状があるんだろうと思っています。

それは、格差・不平等の前段階といってもいいと思うんですけれども、障害のあるなしによる差別という問題、これを避けて通ることは出来ない。この差別という問題が、現実存在するということをふまえて考えていく必要があると思っております。また、何らかの障害があるといっても、障害の内容、種別、程度によって、相当な違いがあるんだということもふまえた上で、それではスポーツの現場はどうかという風に考えていかざるを得ないと思っております。

平成 18 年に国連が障害者権利条約を採択し、平成 19 年に日本はそれに署名をしました。その批准に向けて国内法を整備する必要がありますので、国会において、現行の障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）についての議論がなされることになっているのですが、国連の障害者権利条約には障害者に対する差別を撤廃するということが強く書かれておりますが、国内法にはまだ不備があるということを考えていかなければならないと思っております。

国内法の整備というとき、障害者自立支援法も含めてですが、障害者と認定されない人たちが多くいらっしゃる、「谷間の解消」という風に言っておりますけれども、この問題を考えていかなければならないという現実があるということ。それから、さまざまな格差が現実にあるということ。例えば、具体的に申しますと、市町村が変われば現行の自立支援法でも支援の仕方が変わってくるというような格差があります。こうしたことを解消していかなければならないという問題があります。それから、例えば精神障害がある方の場合、「社会的入院」と言っておりますけれども、すでに急性期をすぎて本来であれば退院すべきところ、在宅で看られない、家に戻れない、地域に戻れない、故に入院を余儀なくされているという問題があります。OECD、あるいは先進諸国のなかで、精神疾患のある方の入院期間が長いのが日本の現状ですが、そうしたことも是正していかなければならない現状があります。こうした問題を考えな

がら、スポーツのことを見ていく必要があると思っております。

障害者の現状

スポーツのことを考える前に、我が国における、いわゆる障害のあるという方の数は、身体障害児・者で、366 万人という推計値が出ております。後でも出てまいります、この身体障害児・者の 366 万人の約 62%を 65 歳以上の方が占めるようになってきています。高齢化が進んできているということで。366 万人の内訳は、肢体不自由 181 万人—私自身、この「肢体不自由」という呼び方自体に問題があると考えています。「不自由」ということは、他者から見て不自由だと決めつけているんだと考えています。障害当事者は何等不自由を感じていないにもかかわらず、肢体不自由と呼ぶことには疑問があり、私は授業では「肢体障害」という言葉を使っています—、視覚障害が 31 万 6,000 人、聴覚・音声言語・平衡機能・咀嚼機能障害が 36 万人。そのほか、内部障害が 109 万人というような数になっていますが、いずれも推計値です。ご存じのように障害者手帳の交付数から見た数ですので、当然交付申請をしていないという方もいらっしゃるわけで、実数ではないということになります。特に、内部障害は、心臓、腎臓、膀胱・直腸、呼吸器、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全(HIV)などですが、例えば HIV 感染であるということで障害手帳を申請するということは社会的な不利益に通じるという現実があります。そういう意味で、内部障害者は実際にはもっと多いだろうと考えられるわけです。それから、知的障害児・者は 55 万人と言われておりますが、これも実数としてはもっと多いと考えてよいと思います。精神疾患、精神障害児・者は 323 万人という数になっておりますが、このうちの 35%ぐらいが、躁うつ病を含む、気分感情障害、それから統合失調症は 21%ぐらい、神経症性の障害が 20%と言われておりますが、この精神障害児・

者の数も、やはりもっと多いだろうと考えられます。全体で 800 万人くらいという数字も出てくるのですが、データによっては 1,000 万人と考えてよいというデータも示されています。

もうひとつ、これは昨年だいが話題になったことですけれども、これまでの厚生労働省の指定の糖尿病、がん、脳卒中、急性心筋梗塞の 4 大疾病に加えて、精神疾患を加えた 5 大疾病とするということが昨年の 7 月に厚生労働省から発表されましたが、その精神疾患の患者数が 323 万人と、いきなり糖尿病を超える数字が発表されました。この精神疾患のなかには認知症を含んでおり、実際の患者さんの数はもう少し多いだろうと考えるのが妥当だと思っています。いずれにしても、このように障害児・者の数、実態もしっかりと把握できていないという部分も含め、今後の課題が浮かび上がってこようと思っています。

それからもうひとつ、障害者基本法の改正については、このなかでの障害者の定義ですが、これまでは障害者は、身体障害、知的障害、精神障害があるために、というような表記であったものが、昨年の法令改正によりまして、精神障害のところに括弧して発達障害を含むと書かれたこと、それから、その他の心身の機能の障害というものが加えられたことは、やはり大きなことだと思っています。私たちはこれではまだまだ充分ではないと考えているわけですが、こうした法令改正もしっかりと見ながら、スポーツのことも考えていかなければならないと思います。

障害があることにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるものをいう、という風にこれまでは書かれていましたが、法令改正によって「受ける状態にあるものという」という風になりました。社会的障壁があるということをしつかりと認識せざるを得ない現状があるということが法文に書かれたことは、やはり大きなことだと思っています。特に第二項で、社会的障壁というものが「障害があるものにとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に

おける事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と置いたことは、実際にあるということをして社会が認めたということになります。このことをふまえて、どのようにしていくべきなのかということを考えるというスタートラインに立っているということをご理解いただければと思います。

そのあと、「地域社会における共生等」という第三条、第二項、第三項はすべて新規に起こされたものですが、これも国連の障害者権利条約をしつかりと見据えて書かれてきたものだと思います。いずれにしても、基本的人権をいかに担保するかというところが非常に大きく問われているというところだと思います。「その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と書かれているところをご覧いただいても、いかにこれまで多くの障害のある方が差別を受けてきたか、ということの表れだとみることができると思います。第三項には「全て障害者は、可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の権利が確保される」ということが書かれておりますけれども、とくに情報保障というのは非常に障害のある方にとっては重要なことです。これは、スポーツの世界でも全く同じで、情報保障ということをどのように確保していくかということが大きな問題だと思います。そして、第四条「差別的禁止」という条項が加えられたということは、いかにこれまで多くの差別があったかということ逆を表しているわけです。しかしながら、依然として、多くの方がこうした差別に苦しんでいらっしゃるという、その現実をふまえておかねばならないと思います。

それから、障害者基本法の第二十五条、これまでは第二十二条でしたが「文化的諸条件の整備等」では「国及び地方公共団体は障害者の文化的意欲を満たし、もしくは障害者に文化的意欲を起こさせ」、または「障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、もしくはスポーツを行うことができるようにするため」というような条文になっておりました。この「障害者に文化的意欲

を起こさせ」という文言に、以前より、多くの批判がありました。昨年の改正で「障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」となったわけです。こうした部分を私たちは積極的にとらえて、何らかの障害のある方々の人権、障害のない方と等しく、こうした文化的な様々な活動に参加をする権利を持つんだということを強く認識していかなければならないと思っています。

まず障害があるというだけで差別を受けているかという現実、そして、障害当事者間の格差、不平等ということを考えますと、歴史的な経緯もふまえていかなければなりません。どうしても身体障害のある方に対する政策が先行して進んできたということがあります。それを追うようにして、知的発達障害の方々に対する法制度、法の整備が進んできている。そして、精神障害のある方のことを考えるようになってきている。同じ障害当事者間の中でも、身体障害、知的障害―「知的障害」と呼ばれるようになったのは近年のことで、それまでは「精神薄弱」と呼ばれてきたわけですから、その文言からしても、いかに差別的な扱いを受けていたかということもお分かりいただけると思います―精神障害の3障害では大きな格差があるということを、やはり考えていかなければなりません。

「障害者スポーツ」をどのように捉えるか

このような状況のなかでスポーツ参加に対する展開をどのように考えていくかということを私たちは検討していかなければならないと思っています。そこで、本日お招きいただくにあたって、皆さまがどのようなことについてお知りになりたいのかということを、尾崎先生を通じてお寄せいただきました。出来るだけそれにお答えするような

形で話を進めてまいりたいと思います。

まず、『障害者スポーツ』というカテゴリー、これが不要になる日は来るのか、あるいは、そうなるべきか否か」というご質問をいただきましたので、それに対して、まずお答えするような形でお話をさせていただきたくしますが、そもそも「障害者スポーツ」というカテゴリーはないと考えるのが前提となろうと思っています。一般的に「障害者スポーツ」といわれていますし、一般の方に「障害者スポーツといえば、どのようなものか」という風に問いかけますと、「あー知ってる、知ってる、車いすでバスケットボールやってるでしょ。漫画でもやってたし」というように「障害者スポーツ」といえば車いすバスケットボールをよく思い浮かべられます。しかし、すべてのスポーツが障害のある方にとって参加出来ることが前提で、参加の権利は保障されるべきものだと思います。ただし、何らかの障害があることによって、いわゆるオリジナルな形そのものを行うことができない、あるいはできにくい場合には、ルールや用具の工夫、あるいは配慮といったようなものが必要な場合もあるだろうと思います。いずれにしても、現在では、例えば車いすバスケットボールであれば、障害のない方も車いすに乗って一緒に楽しむとことができます。あるいは、ゴールボールは、視覚に障害のある方が競技に参加するものですが、アイマスクをつけブラインドの状態とすれば誰でもゴールボールを楽しむことができます。このように、障害のある人もない人も、一緒になってスポーツができるという状況は作ることができますので、「障害者スポーツ」という領域、あるいはカテゴリーというものはない。障害のある人も、様々な工夫等は必要かもしれないけれども、すべてのスポーツに参加することができるものだとすることを前提にしていきたいと思っていますし、そのようにすべての方にご理解いただきたいなと思っています。ただ、障害のある方のみ参加資格のある大会や競技会というのは必要だろうと思っています。それ自体は、参

加標準記録や参加規則というようなものがある大会の一つだと考えれば、それは、それであってよいものだと思います。ただ、多くの皆さんにメディア等を通じて知られているパラリンピックで行われている正式競技種目を指して、あれが障害者スポーツだろうと思われること、そうした考え方は少しでも払拭していく努力は必要だろうと思います。

障害者スポーツの変遷

次に、障害のある方のスポーツの変遷ということですが、これは先ほど、障害当事者間でも格差があるということに少しふれましたが、スポーツの領域においても、やはり相当な格差がありましたし、現在も実際にあるわけです。例えば、世界的な競技大会で見ますと、1924 年（大正 13 年）に、第一回の世界ろう者スポーツ大会が行われています。やはり聴覚障害のある方のスポーツが、時代的に先行してスタートしていることが見て取れます。その後、1952 年（昭和 27 年）、イギリスのグッドマン博士が、ストークマンデビル病院に入院していた患者さんたちのリハビリテーションを目的として、第一回ストークマンデビル競技大会を始められました。グッドマン博士の趣旨に賛同する他国が参加し、国際競技大会としてスタートしましたが、このときには、まだ身体障害の車いすを使っている方だけの大会だったわけです。それからしばらくして、1976 年に、アンプティ、つまり切断者、それから視覚障害のある方が加わりますが、やはり身体障害のある方の大会が先行していることになっています。国内でも、種目別団体の推移を見ると、1963 年（昭和 38 年）、日本ろうあ体育協会が設立されているように、国内においても聴覚障害の方の組織化から先行していることがうかがえます。そのあと 10 年ほど経ち、1973 年に日本身体障害者スキー協会、1975 年に日本車いすバスケットボール連盟、1976 年に日本身体障害者アーチェリー連盟が組織化されている

ことを見ますと、世界の潮流と同じような推移なんです。やはり、聴覚障害者、そしてその他の身体障害者、そして、そのあとを追って知的障害者、精神障害者というようなものが組織化、あるいは大会が開催されています。

それから、レジュメに「各自治体の組織に関して」と書きましたが、現在、全国 47 都道府県、19 指定都市に障害者スポーツ協会というようなものが、あるのかないのかということを見てみますと、都道府県で言いますと福井、広島、香川、沖縄、4 県でまだ障害者スポーツ協会が組織化されておられません。指定都市では、さいたま、千葉、相模原、横浜、川崎、新潟、静岡、堺、岡山、何と 9 つの政令市で組織化されていません。組織化されているところとされていないところでは大きな違いがあるということです。加えて、例えば群馬県を見てみますと、群馬県では身体障害者スポーツ協会と知的障害者スポーツ協会が県レベルで別々に存在しています。多くの県や市では、もともと身体障害者スポーツ協会であったものが、時代とともに知的障害を加え、身体の文字をはずし、障害者スポーツ協会という名称になってきているのですが、群馬県のように、組織化の歴史は古いものの、未だに身体と知的の調整がつかず一緒になっていないところもあるということです。愛媛県も身体障害者スポーツ協会という名称が未だに変わっていません。

つまり、実態としては、障害者スポーツ協会と名乗っていても、登録は身体障害者のみですとか、精神障害はまったく加盟もしていないというところが、まだまだたくさんあります。やはり、身体障害、知的障害、精神障害、というこの 3 障害のなかでも大きな格差があるということは考えていかなければならない問題だと思っています。

それから、拠点施設として、各都道府県、指定都市には障害者スポーツセンターというような施設の設置が望まれるところですが、残念ながら、現在、日本障害者スポーツ協会に加盟している障害者スポーツ施設は全国 23 か所にとどまってい

ます。しかも、その 23 か所のうち、群馬、東京、大阪にはそれぞれ 2 か所ありますので、47 都道府県の中で 20 ほどしか障害者スポーツセンターと呼ばれる拠点施設がありません。こうした施設のあるなしの違い、これをひとつの格差と考えてよいと思います。

障害者スポーツの組織・団体

障害当事者の障害者スポーツのさまざまな団体組織の運営への参与状況というご質問がありました。これも、非常にさまざまな状況がありますが、ひとつの例として、デフリンピックという聴覚障害のある方の 4 年に一度開かれる国際大会などを見ますと、基本的に聴覚障害のある方が運営をするということになっています。まさに、デフリンピックは、障害当事者による組織運営がなされている一つの象徴的な大会ですし、独自の路線を歩んでいるということがいえると思います。それから、身体障害者の参与状況については、全日本ろうあ連盟のスポーツ委員会などの事務局では、聴覚に障害のある方が事務局としてしっかり位置づいているということも見られますし、車いすバスケットボール連盟でもご自身車いすを使っている方が役員や事務局をされている状況があります。また、視覚障害の方々は盲人会連合のスポーツ協議会に属されている方が非常に多いわけですが、この盲人会連合の事務局などに視覚に障害のある方が参加されているという状況があります。

こうした活動の歴史のある団体は、障害当事者の参与があるといえると思いますが、知的障害者の参与状況ということは、なかなか現実として難しいという現状があります。そのなかで、アメリカ発祥のスペシャルオリンピックスの組織を見ますと、アスリート代表という言い方をしていますが、知的発達障害のある方も組織運営に参画することが、しっかりと謳われている団体もあります。それから、私自身も関係していますが、知的

障害者のスキー協会も、知的発達障害のある方が役員として入ることを明文化しています。こうした団体もあることはあるのですが、全体から見ますと非常に少ないと言わざるを得ないと思います。そういう意味で、障害当事者の参与状況ということは、身体障害の場合には参与しやすい状況はありますけれども、知的発達障害、あるいは精神障害の場合にはなかなか難しい現状があるのだと思います。

昨日、ちょうど中央教育審議会のスポーツ青少年分科会が開催されて、スポーツ基本法が制定されたことにもなって策定されるスポーツ基本計画の中間まとめが発表されました。分科会には大日方邦子さんが委員として入っていますが、大日方さんは、パラリンピックのメダリストであり、身体障害があり、普段は車いすを使っている方です。ただ、身体障害のある方がこうした場に参画をしていくことができて、なかなか知的発達障害のある方の参画というのは、現状としてなかなか難しいものがあります。しかし、国連の障害者権利条約には、障害当事者の意見をふまえるということをお大前提にしているということがありますので、我が国でも、スポーツ団体では障害当事者の参加をある種義務づけるという方向性をしっかりと打ち出していくべき時にもう来ていると思います。

障害者スポーツのトップアスリート

今年は、ロンドンでのオリンピック、パラリンピックイヤーですので、このトップレベルの選手たちの現状と課題についてのご質問がございましたので、ロンドンのパラリンピックに向けてについて少しお話ししたいと思います。

各国それぞれに独自の強化・育成路線を歩んでいます。前回の北京のパラリンピックでは 20 競技 146 カ国、約 4,000 名の選手が参加して、日本選手団は 5 個の金メダルを含む 27 個のメダルを獲得しました。競技で言いますと、陸上と水泳と

自転車と車いすテニスです。北京のパラリンピックに向けて中国は国を挙げて強化をして、211 個のメダルを獲得しました。中国が総ざらいしていったというような印象でしたが、中国はそういう意味で非常に急激に強化を図ってきた国の一つです。また、従来から実績のあるイギリス、アメリカ、オーストラリアなどが 100 個近くのメダルを取り、カナダ、ブラジル、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、ウクライナなどが 50 個以上のメダルを取っていますので、こうした国々が強豪国としてのしを削るだろうと思われます。やはり、まずスポーツ大国であるということがパラリンピックのメダルの数にも反映しているということが見てとれると思います。ロシア、ウクライナあたりは、パラリンピックに出場するようになってまだ歴史の浅い国ですが、もともとスポーツ大国としての資質を持っていますので、出てくれば強いという国に挙げられると思っています。

それに関して、今日報道発表されたスポーツ基本計画の中間まとめで、パラリンピックでは北京での国別 17 位を上回るという目標が掲げられていますが、現実には非常に難しいだろうと思っています。各国とも、強化育成にしのぎを削っており、日本は、陸上、水泳、自転車、車いすテニスだけでしかメダルを取れなかったわけですが、その陸上と水泳が特に厳しいだろうと思っています。自転車は、視覚障害のある方のクラスですが、実際にはタンデムですのでパイロットと呼ばれる視覚障害のない選手と一緒に走ります。パイロットには競輪の現役選手が出ていくのですが、そういう選手がパラリンピックに参加してもらえるかどうか。パイロットの実力如何によってメダルが取れるかどうかというようなところがありますので、競輪選手の理解が得られるかどうかということが一つですね。車いすテニスは国枝慎吾選手が今ランキング 1 位ですので、順当に言えばメダルは取れるだろうと思いますが、パラリンピックは 4 年に一度のオリンピックと同じように突如として無名の選手が現れてメダルを取るという可

能性は非常に大きいので、どのような国が出てくるのかというのはまだちょっとわかりませんが、なかなか日本としては厳しいだろうと思っています。

それから、ひとつの話題としては、知的障害のクラスが、陸上と水泳と卓球だけなのですが、ようやくロンドンで復活します。知的障害のクラスがパラリンピックから締め出されたものですから、国際知的障害者スポーツ連盟、INAS ではそれに代わるものとして、グローバルゲームというのを開催してきました。昨年のグローバルゲームでは今度のロンドンでどの種目が行われるかを皆が注目をしていました。卓球もこれまでグローバルゲーム、世界選手権等々で全く参加していなかった選手が突如現れて金メダルを取っていったというケースもありました。聞きますと、お兄さんがオリンピックの代表選手で、弟さんが知的発達障害があつて卓球を続けていたという選手が突然現れてメダルを取っていきました。そういうことも起こり得ますので、どのようなことになりますか、知的障害のところで少しメダルを獲得しないとなかなか難しいだろうなと思います。

夏季の方はそのような状況ですが、冬季の方は日本は健闘しておりまして、前回ですと、ロシア、ウクライナ、フランス、フィンランド、オーストラリア、カナダ、アメリカ、に次いで第 8 位なんです。今もちょうど身体障害のクロスカントリーチームがワールドカップでメダルを取っていますので、前回の 8 位を上回るというのは可能性あるかと思っています。ただ、ソチでは知的障害のクラス、ID クラスとっていますけれども、復活しないことが決まっていますので、ちょっと日本としては痛いところです。

障害者のスポーツ振興

全国障害者スポーツ大会における問題については、障害のある方のスポーツに関しては、近年、公益財団法人になった日本障害者スポーツ協会がその役割を担うべしとスポーツ基本法にも規定さ

れているのですが、この障害者スポーツ協会そのものの働き、機能というものが現状では非常に不十分な状況です。財政的にも人的にも組織的にも、日本の障害のある方々のスポーツを振興し、育成していくための組織としては非常に心もとないといえますか、不十分な組織であると言わざるを得ないと思っています。ごく一部のトップアスリート、パラリンピックで活躍するような選手にスポットライトは当たるのですが、それ以外の一般の何らかの障害のある方々の日常の運動・スポーツの振興という面では十分な手が差し伸べられていないと思います。そうしたところにスポーツ協会がどのような手立てを講じるのかということは大きな課題であると思っています。これも一つの例ですけども、ジャパンパラリンピック競技大会というものが開催されています。これは日本のトップアスリートの強化・育成のため、パラリンピックでメダルを獲得するために、ということで開催されているのですが、開催されている競技が、陸上、水泳、アーチェリー、スキー、アイススレッジホッケーの5競技なんですね。なぜこの5競技かということは問われるべきなのですけども、本来ですと、こうした全日本選手権に位置付くようなものは種目別団体がしっかりと強化・育成を図っていき、スポーツ協会はそれをサポートしていくような役割を担っていくべき存在だと思うんですが、いろいろな経緯がありまして、ジャパンパラリンピックをスポーツ協会がやっているという状況になっています。もちろん、種目別団体と共催という形ではありますが、はたして今のような5競技のジャパンパラリンピック競技大会という形でいいのかといったことも問われてきています。

その中で、先ほど申しましたテニスの国枝慎吾、陸上競技の土田和歌子といった選手は、いわゆるプロのアスリートとして活動し、スポンサーをとってやっておりますけれども、まだまだそれはごく一部の話であって、トップアスリートといえども、パラリンピックが終わると仕事がなく、帰

ってくる飛行機の中では次の仕事どうしよう、というようなことが話題になるということが現実です。こうしたことをどのようにしていくかというのは、やはり大きな問題として取り組んでいかなければならないだろうと思っています。

障害者スポーツのクラス分け

障害のある方のスポーツの場合、どうしてもクラス分け、クラシフィケーションをすることになっています。まず、障害種別によって同じ種目であってもクラスというものに分かれるのですが、知的障害の場合には ID クラスという一クラスです。ね、知的発達障害は日本の国内では、障害のレベルとして軽度、中度、重度、最重度、という4段階に分かれるのですが、スポーツをする上では一クラスしかありません。ですので、どうしても知的障害の競技ですと、軽度な障害のものが、どうしても強い、勝つ、というようなことがあります。国際大会でも ID クラスは一クラスしかありませんので、INAS という国際知的障害者スポーツ連盟でも検討すべきという意見と、検討すべきではないという意見が対立をしている現状があります。前回のグローバル大会での会議の席上でひとつ問題になったのはダウン症ですね。ダウン症のクラスを設けるべきだというような意見が強く出ております。ただ、それに対して批判的な意見もありますので、まだまだ検討されていくことです。

身体障害の場合、まず障害の部位、それから、レベルによって細かくクラス分けがされます。これが障害のある方々のスポーツを一般の方がご覧になって分かりにくくしている一つの大きな要因だと思います。だいたい統合されてきましたけれども、パラリンピックなどでも男子100メートル決勝というのが何回も行われるわけですね。これは、クラス分けによってクラスごとに決勝がおこなわれますので、オリンピックですと男子100メートル決勝は一本しかないわけですけども、それが何

本もおこなわれるということで、よく理解できないとそういうような方もたくさんいらっしゃるわけですね。そうしたクラス分けについてもいろいろな意見が出ていて、大会によってはあるクラスの参加者が少ないので、他のクラスと統合してレースを開催するというようなこともあります。大きな流れとしては、立位、座位、ブラインド、という3クラスに統合していくことがあるわけですが、それがどの程度が適正かということはこれからいろいろ検討されていくべきことだろうと思います。統合されますと、どうしても同じクラスの中で、障害の軽い選手の方が勝ちますのでそれで本当に良いのか、それで妥当だと言えるのかというようなことは当然出てくるわけで、そうしたことがまさに、格差・不平等を考えるときのひとつの課題にはなってくると思います。

スポーツ基本法と障害者スポーツ

最後に、スポーツ基本法が制定をされ、基本理念を示す第二条の第五項に「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」という項目があがったわけですが、これについてどのように考えるかということもご質問の中にありました。私は、現状ではやはり障害のある方が基本的な権利としてスポーツに参加をすることを担保されるという意味においては、この条項が入ることは必要だと思っていますが、障害者基本法やスポーツ基本法の前文などを見れば、やはり将来的にはこの項目がなくなっていくことが目指すべき道だろうと考えています。ただ、これは私の私見ですが、今回このスポーツ基本法を制定するにあたって、どうしてもオリンピック招致というものが横にあったのは間違いのないことだと思います。オリンピックを招致しようとするれば当然パラリンピックを招致するということがイコールでつながっているわけですが、皆さんは2020年東京オリンピッ

ク招致という文言しか頭に浮かばないわけです。私たちはオリンピック・パラリンピック招致というのが正しいんだということを、いろいろなところでお話をするわけですが、どうしてもパラリンピック招致は話題になかなか上ってこない。そういうような現状がある中で、オリンピックを招致しようとするればパラリンピックを同時に招致することになるので、それを政府がどのように担保するのか根拠を示せと言われれば、このスポーツ基本法に障害者のスポーツについてちゃんと担保しているということを書いているということは必要なことのひとつなのかな私は思っています。

それから、第八項で「スポーツを行う者に対し不当に差別的な扱いをせず」ということが書かれています。ここはスポーツ関係者にぜひともしっかりと理解をしてもらいたいと思っています。私も現場にいて、プールに知的障害がある、精神障害があるということを前提に利用を申し込むと、利用に際していろいろとクレームが出たり、条件をつけられたりすることがあるという現状がありますので、そうした不当な差別的な扱いをしないということをスポーツ基本法の理念にもとづいて書かれているんだということはやはり大きいことだと思っています。

その他、我が国のスポーツの実施状況というのを見ますと、どうしても就学期以降、スポーツの実施率が下がるということがあります。とくに、何らかの障害のある児童・生徒の場合には、卒業後全くスポーツの場面はないという現状がありますので、そうしたことをどのように解決していくのか。しかも、特別支援学校等での体育の授業の問題、そこでクラブ活動等ができないという問題、それから例えば保健体育の教員免許状の養成時に障害のある人に対するスポーツ指導というようなものが必修化されていないという問題、そのようなことも含めて、まだまだ課題は山積しているといわざるを得ないと思っています。

いったんここで私のプレゼンは終わらせていただきますが、ぜひ皆さまからご質問をいただくな

かで議論を深めていければと思います。

どうもありがとうございました。

尾崎：野村先生、どうもありがとうございました。ひとつひとつ具体的な事例を交えてお話しをしていただきました。10分ほど休憩を取った後、質疑応答をしたいと思います。

質疑応答

尾崎：それでは再開したいと思います。ご報告いただいた内容についてはもちろんですが、お話しいただいた以外のものでも質問していただいて結構です。

鈴木直文：お話ありがとうございます。いきなり直球勝負の質問で、「障害者スポーツ」というカテゴリーに関する質問になります。お話をうかがっている限り、障害者スポーツというカテゴリーというのはそもそもない。しかし、「ない」というのは、「ないという状態になるべきである」ということであって、現在は障害のある人のできるようにルールの変えられたスポーツ、障害者スポーツ協会、障害者にのみ参加資格のある大会、そういったものがあることの功罪ということが気になっています。ひとつには、障害のもった方が表舞台に立ってスポーツをすることでそれなりの意味があると思うんですけども、同時にそのカテゴリーの難しさというのはカテゴリーが統合されたり分かれたりということを問うていくというか・・・身体障害者と知的障害者が障害の重さによってカテゴリー分けされていく、カテゴリーが作られてあのそれ自体が・・・実質としては本当のオリンピックの方に障害者が出ていくというようなことがもしかしたらそういう・・・義足をつけることで相当早く走れるという、場合によってはオリンピックの方の競技者の記録と変わらない、そういう

ようなことが、実はカテゴリーというのは、間は、その区切りはたくさんあるんですが、それが障害者のみのカテゴリーかということそうではないということはあると思います。悪いことという・・・最後のお話でもまずカテゴリーがあるというのは障害者の権利を保障する文言をきっちり書いてあるとまずおっしゃいましたので・・・しないほうがいい、そのへんどのような観点でそちらの方に変化していくべきなのか・・・

野村：ご質問ありがとうございます。いくつかの要素があると思いますが、まずひとつは、例えば私たちが現場にいて、「障害があるんですけども、何かスポーツをしたいんです」と来られました。車いすに乗っておられるな、「じゃあ、あなたは車いすを使ってらっしゃるからバスケットボールどうですか」と勧めるのは、やはり違うと思うんですね。その方が何をしたいかということが、まず主体にあるべきだと思うんですね、その方がアーチェリーやりたい、バレーやってみたいと言えば、じゃあやりましょう。この方が何をしたいかによって、どうすればそれができるようになるか、ということを考えるのが私たちの立場だと思うんですね。ですから、障害があって高齢者が施設に入所しています。じゃあ皆さん風船バレーやりましょう。これはやっぱり違うんじゃないかな、と思うんですね。障害ある高齢者、施設に入所、皆さん一緒に風船バレー。これは、高齢者だからみんなゲートボールやりなさいというのと同じだと思うんですね。ご本人が本当にそれをやりたいと思っているのかどうか、それがまず一番大事なことです。ですから、障害がある、だったらあなたたちはこういうスポーツをした方がいいですよ、と決めつけたり、レッテルを貼るということを、まずやめた方がいいだろうと思います。つまり、障害があろうとなかろうと、ありとあらゆるスポーツに参加をする可能性があるのだから、何をご本人がやりたいと思っているか、あるいは、何をやっていいのか何ができるのかわからないと言わ

れたら、こういうこともできます、ああいうこともできますよ、こういう可能性もありますよ、と私たちが指し示して、その方が本当にこれをやりたかったんだ、これはおもしろいね、と思うところまで行きつくまで一緒にお付き合いをしていく。そういう立場に立つべきだろうと思います。そういう意味で「障害者スポーツ」というスポーツはこういうスポーツで、この中から選んでくださいという、そういうカテゴリーというのは無くすべきだ、そういう考え方は無くすべき、というのがひとつあるというのが、まず一つのお答えです。

それから、オリンピックに集約されていくということですが、これはもうすでにこれまでのオリンピックに何らかの障害のある選手がもう数多く出場していて、取り立てて障害のある選手がということが取り上げられないまま、過ぎ去っているだけなんですね。現実には事例はいくらでもあるわけです。ただ、前回の陸上の世界選手権のときに、南アフリカの義足の選手が出てきて、皆さんびっくりしたわけですね。彼は、オリンピックの参加標準記録を破ったので北京に出られる可能性が出てきたのですが、そのときに世界陸連がストップをかけたんですね。義足は補助具にあたるから義足をつけている選手は参加はダメだといわれました。それで彼はスポーツ仲裁裁判所に訴えて、仲裁裁判所は義足は補助具にあたらないという決定を下し、それを受けて、彼は前回の世界選手権に出場したわけですね。そして、彼はオリンピックの参加標準 B 記録を破っていますから、南アフリカの国内予選を通れば、次のロンドンのオリンピックに出るわけです。

たしかに両下腿義足の選手としてはオリンピックに出るのは初めてになると思いますけども、障害のある選手はもうオリンピックにたくさん出ているわけです。ですから、オリンピックの方がむしろ開放されているというか、参加資格さえあればだれでも出られる大会にすでになっている。一方、パラリンピックの方は障害がないと出られないという意味では、クローズの世界なわけです。

どちらがオープンかといわれれば、オリンピックの方がはるかにオープンだろうと思うわけです。ただ、パラリンピックというものの果たすべき使命というのはまだあるだろうと思いますし、まさにスポーツをなんだけれども、障害のある方の社会参加を促進するという意味では、そういう大会も必要だと思います。そういう大会に参加するアスリートを見て、多くの人が夢や感動や希望というものを受け取るという社会的使命もあると思いますので、そうした意味での大会、競技会、その中で必要なカテゴリーというのはあるべきだろうと思います。ただ、それもそのカテゴリー、その競技会で行われるカテゴリー、クラシフィケーション、クラス分けについて、いろいろ揉めるひとつの理由がその自国の選手を勝たせたいがために、いろいろな会議でルールを改編しようという提案がたくさんされるんですね。それは何もその障害のある人たちの大会に限った話でないわけですが、そうした議論にどのような歯止めをかけていくのかというのもまた問題だろうなと思います。

例えばスペインは、伝統的に障害者のスポーツが強い国なんですね。ですから、視覚障害のクラスのことについてスペインが発言権を持っていたりするわけですね。ブラインドは B1、B2、B3 という 3 つに分かれていて、大きい大会になりますと B2 までしか出られないわけですが、その B2 と B3 の狭間にいる選手は、自分が大会に出られるかどうかで大会前にクラス分けのためのテストを受けるわけですが、そのときに実際には見えているんですよ。でも「見えない」と言わないと B2 に入らない、大会に出られないので「見えない」って言い張るんです。みんな関係者は知っているんですよ。普段から日常生活を見ているから。歩いているし、走っているし、できているんだから、見えてるはずだと。そんなようなことが起こったりするんです。そもそもクラス分けと参加を認めるかどうかというところでは、いろいろ揉める材料が出てくる。それらをどういう風

に整理したらいいのか、そういうようなときにカテゴリーをどう考えたらいいのかということが出てくる、という側面もありますね。「カテゴリー」を、大きな意味でのカテゴリーというのと、小さな大会、競技会に限ってのカテゴリーと、別の問題になりますけれども、いろいろな問題があるのは事実だということですね。

鈴木：一つはその障害の程度によってカテゴリーを分けるんですが、スポーツってそもそも身体能力の優劣で順番がつくもので、それとまた別の軸で障害の程度で、すごく難しいなと思うのは足が遅いというのは障害かもしれないわけですよね、背が低いとかというのが障害だと、すごく背が高いとかそういうものと何が違うのか考えてしまうと、あまりに細分化されるような仕組みでしか成り立たない大会というか、・・・

野村：おっしゃることはよくわかります。要は競争するための前提条件として、いかに公正さを保つか、公正なもとでいかに競争するかということですね。いわゆるアゴンですよ。競争というのはスポーツの楽しみの一つの要素になっている。ただ、それは競争するためのいかに公正な条件が担保されているかということなわけですが、その公正さについて、今、障害のある方のスポーツの世界で言われているのは、運動機能の障害があるなかでいかに公平を担保して競争させるか、そのことの基準をどうするかというのがクラス分けの考え方のもとになっていることなんですね。知的障害の ID クラスがパラリンピックに復帰できないでいる最大の理由はここですね。パラリンピックを主催している IPC は、国際知的障害者スポーツ連盟 INAS に対して知的発達障害と運動機能障害の関係性について証明しない限りパラリンピック参加を認めないとずっと言ってきていて、なかなか証明しきれないわけなんですね。知的発達障害があっても運動機能障害がない、走らせれば速いし、いつまでも走れるしなど、軽度であれ

ばあるほど運動機能の障害が出ない。コミュニケーション障害があったりする場合には、チームスポーツは難しいだろうとずっと言われてきたわけですが、知的発達障害があってもサッカーができる、バスケットボールができる、バレーボールができる。そうすると知的発達障害と運動機能障害との因果関係というのはどう証明できるかというのは難しいわけですね。ある一定のところまではやはり関連があるだろうと IPC が認めたので、今度のロンドンで復帰するわけですが、まだまだ議論があります。これから、いろいろな考え方が出てくるだろうということですね。

中澤篤史：障害と非障害のカテゴリーと障害のなかでのクラシフィケーションのカテゴリーと、いろいろあってとても難しい。ダウン症カテゴリーを作るかどうかということで論争があったという話がありましたが、この論争が当事者含めて実践者の中でどれだけ分立までいっているかということをお聞きしたいです。障害児教育であれば、共生教育論か発達保障論かということで、障害児だけれどもノーマライゼーションを達成するために普通学級に行くのか、いやいや発達保障する為に特別支援学級というような、いわゆる左派が分裂するまでに強烈な立場の違いというものが発生していますが、スポーツの場面では、極めて対照的な立場が現れてきているのか、そうではないのかといったところはいかがでしょうか。

野村：いろいろな次元で考えられますが、少なくとも、パラリンピックに関していえば、パラリンピックは不要だという意見は多くはないです。パラリンピックはパラリンピックとして、より一層発展していくべきだという感じですね。ただ、やり方、内容についてはいろいろ検討の余地はありますね。

国内も、全国障害者スポーツ大会が国民体育大会の後に必ず開かれるという仕組みになっていますが、国民体育大会のあり方について再検討され

ているわけですが、障害者スポーツ大会も大会そのものは続けるべきだというのが大原則にありつつ、内容についてはさらに検討すべしといわれています。例えば、精神障害のクラスでソフトバレーボールが唯一正式種目として行われていますが、そこに出てくる選手たちの数は減っているんです。なぜかという、ソフトバレーボールというのはほんとに柔らかいバレーボールなので、バレーボールを経験している選手にとってみれば非常に物足りないんです。自分たちはバレーボールをやりたい、オリジナルなバレーボールをやりたい、6人制のバレーボールをやりたい、という気持ちが強いんですね。急性期、そして回復期が終わって維持期になっている選手がほとんどですから、維持期になってバレーボールができる選手は、オリジナルなバレーボールをやりたい、ソフトバレーボールはもう嫌だということで、ソフトバレーボールで出場してくる選手数は減っているんです。そうすると、全国障害者スポーツ大会として3障害が出られる大会だといっているから、精神障害のクラスというのは必要だ。だけれども、どの種目でどういう競技をしたらいいのかという点では検討すべきだという話は出てきますよね。

中澤：もう一度、障害児教育というアナロジーで考えたいんですけど、そうすると社会党系は、発達保障をすると考える共産党系に、それは隔離だ、障害者を別な枠に閉じ込めることであって、今でいうソーシャルインクルージョンから外れた実践であると批判するんですけども（その批判は状況に応じて判断すべきと思うので、一概には言えないと思いますが）、スポーツの現場では障害者だけの大会、スポーツをすることについて、それは隔離である、やめた方がいいというような意見はあまりないのでしょうか。

野村：実際に競技大会や種目別団体に関係している方々、あるいは、地方自治体の関係者は、むしろ大会競技会、教室等は、より多く開催してい

たいと考えています。つまり、より参加の機会を増やしたいというのが現実です。ただし、残念ながらそうした機会を設けたいと思いつつも、さまざまな要因（特に資金的、人的要因ですけども）からなかなか難しくなっているということがあります。全国障害者スポーツ大会も、これまで、より多くの障害のある方の参加機会にするということで、参加条件を付けていたんですね。個人種目に限っては1回しか参加できない。2回は参加できない。いわゆるトップアスリートが出るのではなく、ひとりでも多くの方がスポーツを通じて社会参加を促進していく大会という位置づけがありました。ただ、この条件についても、都道府県や指定都市に解釈を任せるということで、複数回参加を認めているところもあれば、1回出たらもう2回は出られないとしているところもあります。個人競技と団体競技で扱いが違ってくるかですね。実は、全国障害者スポーツ大会の中でも、そうした参加のあり方についていろいろと議論のあるところなんです。

山崎貴史：筑波大学の山崎です。今、議論なされているカテゴリーみたいな問題で切ってしまうかという意見を言ったときに、障害者スポーツというのはカテゴリーとして、ただ野村さんがおっしゃるには、実態として障害者という人がいて、障害者だからそのカテゴリーに入っていかなければいけないよということ、それはそうじゃないという説明のされかた、というのが一つ把握されています。お二方が聞かれているカテゴリーとはちょっと違う話をされているのかなと、少し議論としてはずれていて、今議論をそういう形で整理し直したらいいのかなと思いましたが。そうすると、お二方のおっしゃったような話だと、障害者スポーツというところに作ると、実態として障害者みたいなものができてしまうんじゃないかという、みたいな。それと、健常者のスポーツみたいな感じにわかれてしまうんじゃないかという議論が今なされていたのかなと、その辺に関しては少しでき

てしまう、障害者と、皆さんもずっと論戦になっていると思うんですけども、障害者の独自性を強調すると、障害者として実体化されてしまう、という問題があると、平等になって障害者をやめて健常者になればいいのかという議論と、この教育の問題で出てきたような問題がひとつあるのかなという。その辺をちょっとどう考えたらいいのかという話とか、質問というか・・・

野村：今おっしゃっていただいたことについて、私はどう考えるかということでお話しれば、障害があるとしても障害がない人たちと一緒にやれるものについては一緒にやっていけばよいと思うし、サポートする側ができるのであればしていけばいいと思います。例えば、今、視覚に障害があるけれどもランナーとして走りたいと思っている人はたくさんいる。ところが伴走してくれる人がいないので走れない、練習もできない、大会にも出られない。だから、一緒に走ってくれる人がいれば、走りたいと思っている視覚障害のある人も一緒にいろいろな大会に出たりすることができるようになる。そういう意味で、環境が整ったりすれば、いろいろなところに障害のあるなしにかかわらず一緒に参加していけるようにするのがいいと思うんですね。障害のある方もない人たちと一緒にスポーツができるようにしていくことは、当然あるべきだと思います。ただ、そこにまだ行きついていない、まだ全然そのスポーツに参加できない方々。在宅で、あるいはグループホームで、入所施設で、病院で、非常にスポーツから縁遠い方はそういうスペシャルニーズがあるわけですから、それに応えるべく、サポート体制を整えて、そのような方が参加できるような環境を作る必要はあると思うんですね。それはいきなり何でも出られるということではなくて、その方々が参加できるような環境を整えて、まずそこからファーストステップを踏んでもらおうということは必要だと思います。

坂上康博：ちょっとずれている質問かもしれないですが、全国で障害者スポーツセンターが 20 箇所ぐらいとお話しされていましたが、国立にも一つあります。さっきの議論にのせて考えると、障害者用のスポーツのための特別の施設というか、障害者だけが使える施設、そういうものを作ることの是非ともかかわるように思うんですね。だから施設のあり方として具体的に考えたときに、この問題というのは、隔離なのか、本来あるべきあり方というのはどういうことなのか、どういう風に見ておいたらいいのかお話ししていただけないでしょうか。

野村：非常にいい質問をいただいたと思います。先ほど申しました 23 か所の障害者スポーツセンターと呼ばれるセンターも、障害者専用施設として運営している施設と、障害のある方を優先しつつも障害のない方も使える施設として運営している施設とにタイプが分かれるんですね。私はこの障害者スポーツセンターと呼ばれる施設は拠点施設だと思っています。そこには障害のある方のスポーツ支援・指導・サービスをする専門家がいて、日本のいろいろなスポーツ施設で指導・支援にあたっている人たちの指導をする、教育をする。そういった役割を担えるような専門家がまずいるという拠点施設が必要だと思っています。それから、一般のスポーツ施設ではなかなかサービスができない重度な障害のある人は、そうした専門家のいる施設に行けるような何らかの仕組みを考えるという意味では必要だろうと思います。それから、国立にある施設もそうなんですけれども、急性期は病院に、回復期はリハビリテーションセンターに行きますよね。リハビリテーションセンターと良く連携をとってリハビリテーションプログラムの段階でスポーツを知っておく必要があるんです。そのリハビリテーションの段階で医療施設と良く連携を取りながら進めていく拠点施設がやはり必要だと思うんですね。在宅、あるいは入所・通所等々に戻った時、地域に戻って生活を始める

時に、その地域のあるスポーツサービスとよく連携を取って、この方に対してはこういうサービスをするのと良いですよと、こういう支援をしていけばこの方はスポーツ続けられますよと、というような連携を取る仕事を担うのが、やはり拠点施設だと思うんですね。そうした意味で、障害者スポーツセンターというのが必要だと思うんですね。障害のある人がそこにしか行けないのではなくて、障害のある人はどこのスポーツ施設に行ってもいい、行けるような体制を最終的には整える必要があると思いますし、そうやってこななければならないと思うんですけれども、それでもやはり拠点施設というのは最低でも各都道府県・指定都市に一カ所はなければならないと思いますね。

尾崎：司会が口をはさんで申し訳ありませんが、先ほどの鈴木さんの「功罪」という言葉を借りて言えば、障害者の専用施設、そうした拠点施設があるがために、施設周辺の自治体の職員が、障害のある人が来ても「専用施設に行ってください」という対応をすることがあります。私が編集委員をしている雑誌に長野パラリンピックの金メダリスト松江美季さんに原稿を書いてもらったことがあるのですが、松江さんですらスケートリンクの利用を拒否されたことがあるということです。野村先生は拠点施設の果たすべき役割を話されましたが、拠点施設があるがために理念とは別の動きが出てきてしまっている現実もあるのではないかと。さらに言うと、その背景には、施設への職員の配置、ないしは職員の資質という問題もあるのではないかとこの点について補足していただければと思います。

野村：今、尾崎先生におっしゃっていただいたようなことが、現実の問題としてあるということは本当に事実だと思います。また、センター協議会に登録していないので名前が出てこない福祉スポーツセンターというような福祉を本来目的とした施設が全国にあるのですが、それらは規模として

は小さく、障害者に対するスポーツの専門家が位置づいていないという現実もあります。専門家がいないのでいいサービスができない。ですから、そこに行っても支援が受けられないということになってしまっていますね。

中村哲也：パラリンピックの競技成績を見てみると、いわゆる先進国と中国、ロシアのようなスポーツ強国が両方入っているという形になりますが、単純なイメージとして言えば、障害者スポーツは福祉先進国が有利のような印象を感じるのですが、北欧の国などが全然入っていないのはどうということなのでしょう。先進国が入っているとすると日本は当然入ってしかるべきだと思うんですが、日本が入っていないというのは何か問題を抱えているような気がしました。障害者スポーツを行うときに、例えば、車いすのテニスやバスケットをやると体育館の床が傷むとかいうことがあって、なかなか一緒に使うのは難しいとか、特別の支援体制が必要だからとか、一つの壁があると思います。パラリンピックの上位をとっている国々というのは、そうした問題の対処をするような取り組みをしているからなのか、あるいは、メダルを取れるような選手を囲いこみ、特別な施設でトレーニングしているという話なのか。何か特別の取り組みをしているのであれば、どのようなことをしているのか教えていただきたいのですが。

野村：これまたいい質問をしていただいたと思います。いわゆる福祉施策として非常に先進的な取り組みをしている国と、パラリンピックでメダルをたくさん取る国とはイコールでつながっていないということを見ていくには、障害者福祉施策が整っているということをベースの問題として、日常生活の楽しみとしてスポーツをするというのは、福祉の先進諸国であると思うのですが、体力があって、技術技能があって、トップアスリートとして活躍したいとなると、その枠から外れて、そうしたスポーツをどのようにサポートするかという

国の体制に乗っかっていくわけですね。つまり、日常のスポーツとは違う仕組みですね。そうすると、やはりスポーツ大国と呼ばれる国は、障害のあるトップアスリート選手もサポートできるだけの支援システムを持っている。そこに上手く乗れるからパラリンピックでもメダルを取れるということだと思います。ですから、トップアスリートを支える仕組みがなければ、障害があっても多くの人が日常的にスポーツを楽しむという環境はあるかもしれないけれども、必ずしもトップアスリートがパラリンピックでメダルを取ることには結びつかないということになっていると思います。

ただ、中国は典型的な例ですけれども、一般の福祉施策としては非常に進んでいるとは言えないわけですが、北京パラリンピック・オリンピックにむけて、中国には 6,000 万人障害者がいると言われてはいますが、その中からセレクトして選手になり得る人を集めて、国が集中投下をして、強化をして、あれだけのメダルを取ったんです。では、一般の障害のある方の生活の水準はどうかというと、まったく別です。

そのほかの国としては、アメリカがひとつの典型けれども、オリンピックチームとパラリンピックチームが同じ環境のもとでトレーニングができる環境が整っています。これは、スポーツを支える仕組みができていて国だということの証明だと思うんですね。ですから、国によって状況は違いますけれども、パラリンピックでメダルを取れる国というのは、スポーツを支援するシステムがしっかりしている国ということが一つの条件となっているのではないのでしょうか。そういう意味で、日本がメダルを取れないというのは、そもそもスポーツに対する支援、トップアスリートを支えるという仕組みが非常に脆弱だということなんです。

中村：そうしますと、アメリカだと中国と違って障害者を特別に鍛えてパラリンピックチームに入れているということではなく、グラスルーツで、ある

程度スポーツに参加している障害者の方から優秀な人を集めてという形になっているのだと思いますが、そうすると障害者が日常的にスポーツする施設・条件、条件の整備が不可欠だと思いますが。

野村：そうですね。私自身、アメリカに行ったことがあります。日常生活で障害のある人がコミュニティに出て行って、日常的な楽しみとしてスポーツをするということは多いですから、おっしゃったように、グラスルーツで障害のある方もスポーツに参加していますね。そのなかで、技術技能を持った人がトップアスリートとしてやりたいと言ったときにやれる環境があるということですね。

中村：では、日本でこうやれば障害者が一緒にスポーツできる環境が整うと思われる点はどのようなものだとお考えになられるでしょうか。

野村：現状としてここがというのは、やはり障害者スポーツ協会、そこでのジャパンパラリンピックコミッティ（JPC）の位置づけだと思います。オリンピックの場合には、日体協と JOC とは分離して、それぞれの役割というのは分かれていますけれども、まだ JPC は障害者スポーツ協会の内局としてある状態ですね。やはりトップアスリートを養成するには、JPC が独立して、JOC と連携を取って、トップアスリートを養成していく。そういうシステムになっていくことの方が望ましいと思います。でも残念ながら、まだまだパラリンピックチームは環境的に厳しい状況にあります。種目別団体が個別にスポンサーを集め、強化育成し、何とかパラリンピックでメダルを取れるように努力をしているというのが現状です。

尾崎：今の中村さんのご質問へのお答えの中で、障害者の福祉全体のシステムとスポーツのシステム、二つのシステムの融合ということが示されたと思いますが、アメリカの障害者に関する有名な

法律「障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act、ADA）」の存在というものが、アメリカの社会や国家の戦略にどういう影響なり反映なりをもたらしているのかということについて少しお話いただければと思います

野村：今おっしゃっていただいたようにアメリカの場合 ADA があり、この ADA があることによって、障害があるということを理由に差別することは絶対に禁止されております。ADA があることによって、障害があってもスポーツも含めたさまざまな機会に参加をする権利が与えられている、権利保障がされていること。それがやはり大きいと思いますね。日本の場合には、障害者基本法があっても、そこまで十分機能していないですし、スポーツという文言が入っていても、実態として実現されていないのが現状であると思います。

中澤：障害者スポーツを支えている人たちの背景を実態として知りたいのですが、日本のグラスルーツに限定してでかまわないので、スポーツ関係者、福祉関係者、医療関係者、運動家、誰が一番引っ張っていつているのですか。

野村：まず、知的発達障害に関して言えば、ほとんど養護学校、特別支援学校の教員が主体です。

身体障害の場合は、これまでは、一部の理解あるドクターと協力の意思がある PT、OT です。急性期から回復期のリハビリテーションプログラムの段階でスポーツプログラムを提供したりしています。そこでクラブチームに出会って日常的にスポーツをするようになると、地域や種目にもよりますが、ひとつは、障害者スポーツセンターの職員がコーチ・監督を務めたりします。あるいは、競技団体をお願いしているナショナルチームのコーチ・監督など指導を受けて、トップアスリートになっていくというようなこともあります。

精神障害の場合は、ほとんどは病院が基本ですね。病院で病棟ごとにチームを作って、病棟対抗

戦のような形でスポーツに出会って、退院後もその人たちのグループでスポーツを続けているというようなケースが多いですね。

中澤：そうすると、障害者解放運動をしているような実践家たちが、自立生活の一つとしてスポーツが大事だという声を上げることはあまりない、と考えていいでしょうか。

野村：そうですね。先ほども少しふれましたが、例えば、ろうあ連盟のような場合には、そもそもろうあ者団体、当事者団体として、日常的な活動をしつつ、スポーツ委員会というのを独自に設けて、そこでろうあ連盟のスポーツ、ろうあ者のスポーツを振興しています。盲人会連合会もそうですね。そういうように、聴覚・視覚障害者の場合には、当事者団体がスポーツ活動も推進することを行っています、それ以外で同じようなケースというのはちょっと私の知る限りはありません。別のかたちということになりますね。ですので、解放運動などと密接に結びついているのは、ろうあ連盟や盲人会連合会がそうなんじゃないでしょうか。

岡本純也：FIFA はブラインドサッカーを支援する政策をとったりしていますけれども、そのようにスポーツ団体が障害者スポーツをサポートする事例は、まだまだ少ないということになるのでしょうか。

野村：本当に種目別によって異なりますね。FIFA が支援していることは事実としてありますし、それから、国際テニス連盟ですね。ここは車いすテニスをディヴィジョンとして設けていますので、そういう意味で、車いすテニスは国際テニス連盟にサポートされているといえますね。それから、スキーは、国際スキー連盟（FIS）のなかに FISD という FIS のディスエイブルのセクションがあって、障害者スキーを統括しています。ですので、

パラリンピックにスキーの選手が出ていくためには、国際スキー連盟のポイントが必要になります。ポイントがないと、パラリンピックや世界選手権、ワールドカップに出ていけないんです。そういう意味で、FISD は FIS のルールに基づいてディスエイブルのルールを持っています。また、IPC は、スキーに関しては FISD のルールに基づいて運営しています。

岡本：先ほど、目の見えない方が走る欲求を持っているんだけど走れないというお話がありましたが、それに対して、陸連なり、ランニング愛好者の団体がマッチングするとか、そういうことは叶い得るのでしょうか。

野村：日本陸連そのものが、いわゆるブラインドの人たちのサポートをするということについて、組織的には、今、されていないですね。『月刊ランナーズ』などの外部団体が積極的に盲人マラソンをサポートすることはありますし、宇佐美さんのように個人として盲人マラソンをサポートするという方がいらっしゃるということもあります。それから、組織としては、日本盲人マラソン協会というのが別個にあります。そのほかにも、身体障害者陸上競技協会と知的障害者陸上競技協会と別個にあるんです。一緒じゃないんですね。設立の経緯もありますが、今後、組織が統合されていくようにも見えますけれど。

岡本：どこか一つの団体を支援してしまうと、全体の支援をしなくてはいけないというような形になるなどの力学も働いているのですか。

野村：まさにその通りです。日本サッカー協会がそうなんです。日本サッカー協会は、日韓ワールドカップが行われた後、知的障害者のワールドカップを日本で開催しているんですね。そのときに、日本サッカー協会は全面的にバックアップして、第二のワールドカップと呼ばれたんです。ところ

が、その運営過程でいろいろ問題が生じました。ブラインドサッカー、車いす、電動車いす、CP、脳性まひのサッカー、知的障害のサッカー、それぞれが日本サッカー協会にサポートを頼んだんですが、日本サッカー協会は障害のある人たちはどうしてばらばらにやるんだと、一本化してこい、でないともう日本サッカー協会としては応援しないと言ったんです。それで、もう日本サッカー協会としての組織的なバックアップを得られていないんです。

このように、障害種別によって乱立している状況を解消しないとオリジナルな種目の統括団体の支援は得られないという現状があります。

ちなみに私が関係しているスキーは、先ほど申しましたようにさまざまな歴史的経緯があって、日本身体障害者スキー協会、日本チェアスキー協会という座位の方の協会、そして、日本障害者クロスカントリー協会がありました。その中で、日本身体障害者スキー協会が、歴史的にも古く、各都道府県連が母体になった組織で、皆さまのご支援も得ながらやってきました。日本チェアスキー協会は各スキークラブが母体になってできあがったものです。それから、長野のパラリンピックが終わった後、それまで組織化されていなかったけれども日本障害者クロスカントリー協会が組織化されました。さらにそのあとに、日本知的障害者アルペンスキー協会ができました。これは、長野のパラリンピックのときに知的障害のクラスにはクロスカントリーはありましたがアルペンスキーはなかったんですが、将来的な選手強化ということでできたものです。このように4つが乱立という感じにもなってしまったのですが、私も関わって、日本障害者スキー連盟というのを立ち上げて、その傘下に4団体を置くような仕組みにしました。そして、初めて全日本スキー連盟と日本職業スキー協会と連携を取って、日本障害者スキー連盟のナショナルチームに監督・コーチを派遣してもらう関係を作りました。そのように積み上げていって、パラリンピックを目指す環境を整えるという

こともやっています。

鈴木：今後お話できる機会があればいいなと思ったのは、競争がスポーツの楽しみのひとつであると思いますけれども、競争というのはスポーツの中で排除のしくみでもあるんですよね。一方で、車いすバスケットを身体障害者もそうでない人も一緒にやるという経験は、とても包摂的な経験で、楽しく・・・その良さというか、というのと、パラリンピック的なものと、競技性を追究していくというのが、後者が行き過ぎると、障害者の楽しみ、みんなでやるというのが優先される状況というのが、それは障害者でなくてもですね。スポーツが苦手な子も、そうじゃない人も一緒に楽しめるというようなものをつくっていくということに対立するような気がしたので、どう考えておられるかなという風に思っています。

野村：例えばスペシャルオリンピックスのように、理念として競技性を追究するのではなくて、日常生活にスポーツを取りこんで生活をより豊かに楽しいものにする、そういう考え方にもとづいて活動している団体があるわけですね。アメリカで知的障害者のスポーツというのは、イコール、スペシャルオリンピックスなんですね。ですから、競技性を求めるグローバル大会とかにアメリカはほとんど出てこなかったんです。それが、前回のグローバルで初めてアメリカが出てきて、びっくりしたんですね。INAS という国際知的障害者スポーツ連盟が目指す競技性の高い IPC 等にもとづいて、パラリンピックに復帰を目指すんだって言っている団体の大会にアメリカが、人数は少なかったですけども出てきたんですね。ですからスペシャルオリンピックスのような団体もあれば、競技性を追究する団体もあっていいと思うんですね。選択肢を増やしてあげることが大事なんじゃないかなと思います。身体障害でも、精神障害でも、日常的に楽しむというところをやる団体がどれだけあるかというと、非常に薄いです

ね。どうしても競技性を求めるという方が分かりやすいですし、それならスポンサーになってもいいよというところがあったりしますし。日常生活でスポーツを楽しむというところになかなかスポンサーは集まらないですね。特に就労の問題もあり、自分たちで会費払ってというのがなかなか難しいですね。そういうなかで、スポーツを日常的にどのようにやっていくかというのは大きな課題だと思います。

坂上：うまくまとまっていないんですけれども、重度の身体障害者にとってのスポーツとは何かという感じなんです。つまり、運動障害が極度に重い、スポーツがほぼできない状態の人にとって、僕は、それはスポーツの限界、すべての人にスポーツっていうのはできないことであって、という風に考えるべきなのか、僕は例えば障害者基本法にあるような、二十五条は条件整備ですけども、例えば文化、芸術、スポーツ、レクリエーション活動といったら、これを全てをやれるようにしてあげるというのは、条件整備の側から言ったら当然のことなんでしょうけれども、やらなければならないという理念ではないのではないかなという。つまり、規定を逆に言うと、拒否権があって、できないという現実もあって、スポーツができなくても芸術活動ができていれば人間的には豊かに生きられる道はあるように思うんです。だけど、そのスポーツの側から見て、独自の重み、その他の芸術活動には取って代えられない重みがあって、やはり人間にとって不可欠のものという発想をするのか。あるいはもう限界があって、その時の僕のスポーツのイメージーションが貧しいのか、ここを変えるべきなのか、そこら辺はどうなのでしょう。

野村：私はスポーツ参加という観点で考えていくのは良いだろうとは思っています。一般的にスポーツ参加というとスポーツをすることが中心だと思われるでしょう。私は、スポーツはすることが中心であることは間違いのないけれども、観る、読

む、それからスポーツウェアを着るとか、実はスポーツ参加というのはさまざまな形態があるんだと思っています。ですから、一般的に言われているスポーツをするということは無理でも、競技場に行ってスポーツを観る、そして感動するとか、楽しいと感じるとかいうことは、とても大事なスポーツ参加だと思っています。テレビを観てでもいいですし、スポーツの雑誌を読むでもいいですし、さまざまなスポーツ参加の形態があるという観点で、スポーツ参加を考えていくということもあるんじゃないかなと思います。

尾崎：最後のお二人のご発言とそれに対する野村先生のお答えについては、面白い展開になっていくものを含んでいると思いますが、残念ながら時間も過ぎてしまっていますので、ここで締めさせていただきます。最後に野村先生から一言お願いします。

野村：今日は貴重な時間をもたせていただいて、ありがとうございました。私にとりましても勉強することがたくさんあるということがよくわかりました。また皆様と一緒にいろいろとお話させていただくことができましたらうれしいなと思います。どうもありがとうございました。